

学校法人山口県桜ヶ丘学園
晃英館中学校
危機管理マニュアル

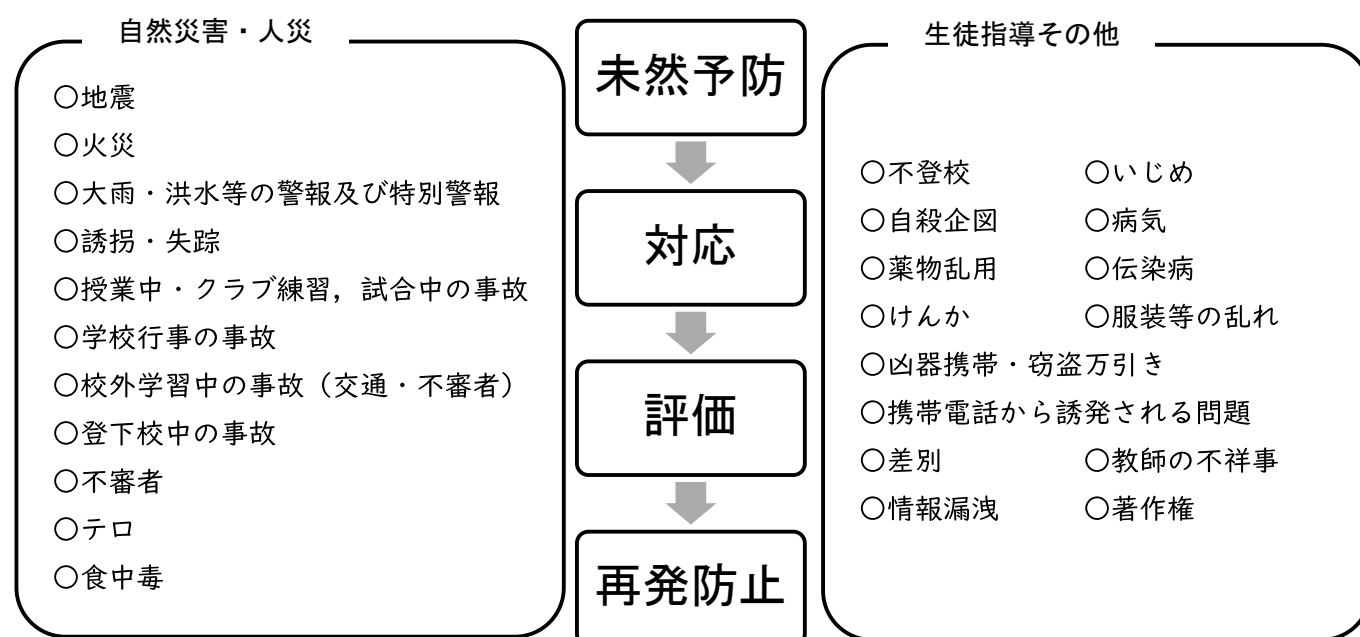
令和 8 年（2026 年）9 月改訂

【1】山口県桜ヶ丘学園 危機管理基本方針

本マニュアルは、学校におけるあらゆる危機（事故・トラブル・不祥事・自然災害・SNS 問題など）に対し、迅速・正確・誠実に対応するための基準を示すものである。本マニュアルで示す「危機管理」の必要性和目的は以下のとおりである。

危機管理の必要性	(1) 学園の危機管理とは、学校教育活動を始めとする学校生活全般にわたって発生する可能性を持つ事件や事故への対応活動全般を指す。 (2) 学園の危機管理のねらいは、生徒の命と人権を守り、安全を確保することにある。 (3) 平素から緊急事態を想定し、危機管理マニュアルを確認し合って、全教職員が一丸となって被害を未然に防ぐとともに、万一の場合、被害を最小限にとどめるよう活動しなければならない。
危機管理の目的	(1) 危機に対する感性を磨いて、危険の兆候を積極的に察知する。 (2) 迅速かつ的確に対処することが可能な体制を整備する。また、研修や訓練をとおして危機管理に関する意識や資質の向上を図る。 (3) 危機発生時、教職員は生徒の生命及び身体の安全確保を最優先し、迅速かつ的確に対応し、生徒等への影響をできる限り少なくしていく。
危機管理の上で重視すべき点	(1) 事実確認を最優先すること。 …推測・憶測・感情では動かず、確認できた事実のみで判断する。 (2) 生徒の安全と尊厳を守る …心身の安全確保、プライバシー保護、心理的ケアを最優先とする。 (3) 情報の一本化 …連絡・説明は必ず管理職を通し、教職員が独自に発信しない。 (4) 記録の徹底 …事実・時刻・対応者・判断理由を必ず記録し、後の検証に備える。

○危機管理マニュアルの概略



【2】危機管理の全体像

【日常のポイント】

- (1) 「本当にこれで大丈夫だろうか」という意識を持って教育活動や事務に取り組み、疑問に思ったら躊躇せず校長等に報告する。
- (2) 職場で困難な問題やトラブルが発生したら、決して一人で抱え込むことはせず、校長又は各部長、各学年主任に相談し解決を図る。
- (3) 常日頃から、「迷ったら報告」「取りあえず第一報」「悪い情報ほど早く」を実践する。

事故発生

現場対応

報告

情報収集・整理

中学校・高校での
情報共有

対策検討

情報提示

対策実施

継続的対応

【緊急時の対応】

重大な危機が発生した場合、指揮系統を明確にし、情報収集や対応の決定等を迅速に行うために危機対策本部を設置する。

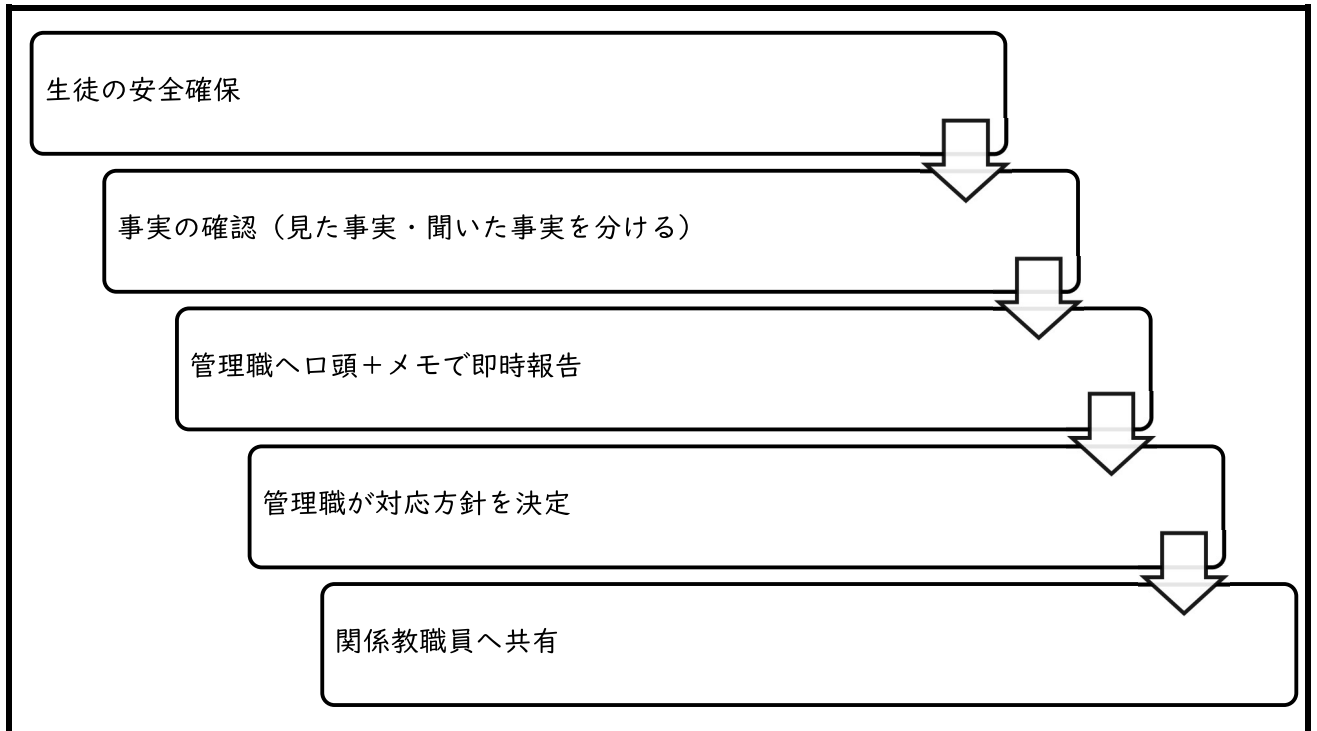
- (1) 対策本部には、本部長（当該校長）、副本部長（当該教頭・当該校所属でない校長）及び本部員（各部部长、各部主任等）をおく。
- (2) 対策本部には、必要に応じて総括班、広報班等を設置する。
- (3) 現場があり、応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合は、現地対策本部を設置する。

○危機発生時の初動対応について

(1) 危機管理における初期対応の原則は、以下のとおりである。

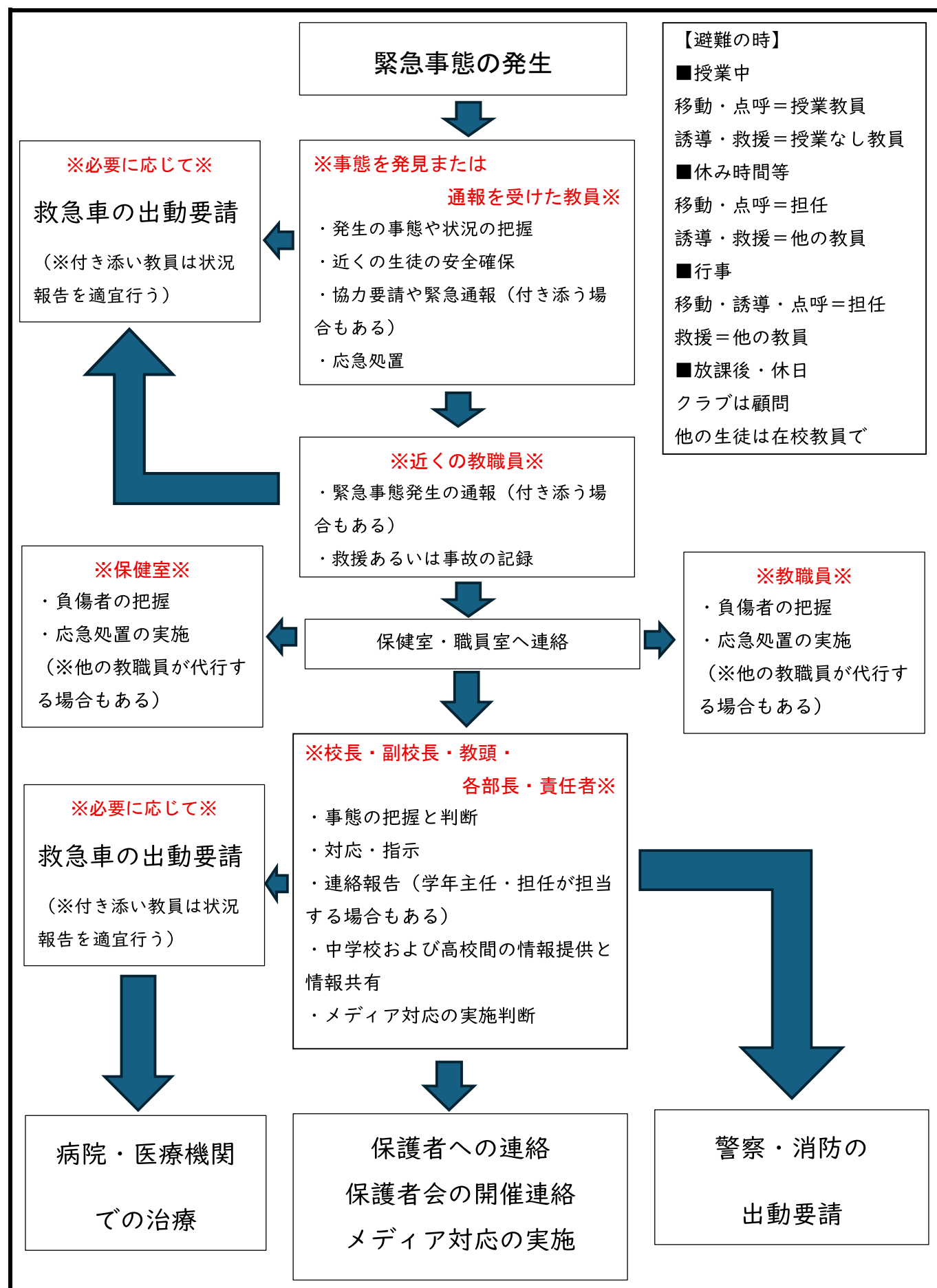
- ①生徒の安全確保に努めること。
- ②危機発生時の状況把握（事実確認）を行うこと。
- ③危機発生時には、管理職へ報告すること。
- ④教職員の独断で判断・発信しないこと。

(2) 危機発生時の初期対応は、以下の形で進める。



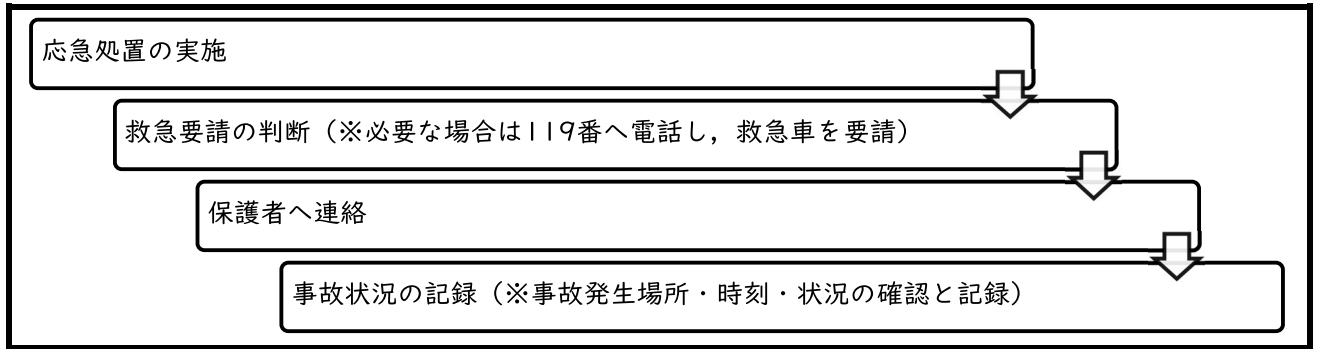
【3】重大事案別の対応手順

(I) 緊急事態が発生した場合の対応の全体像

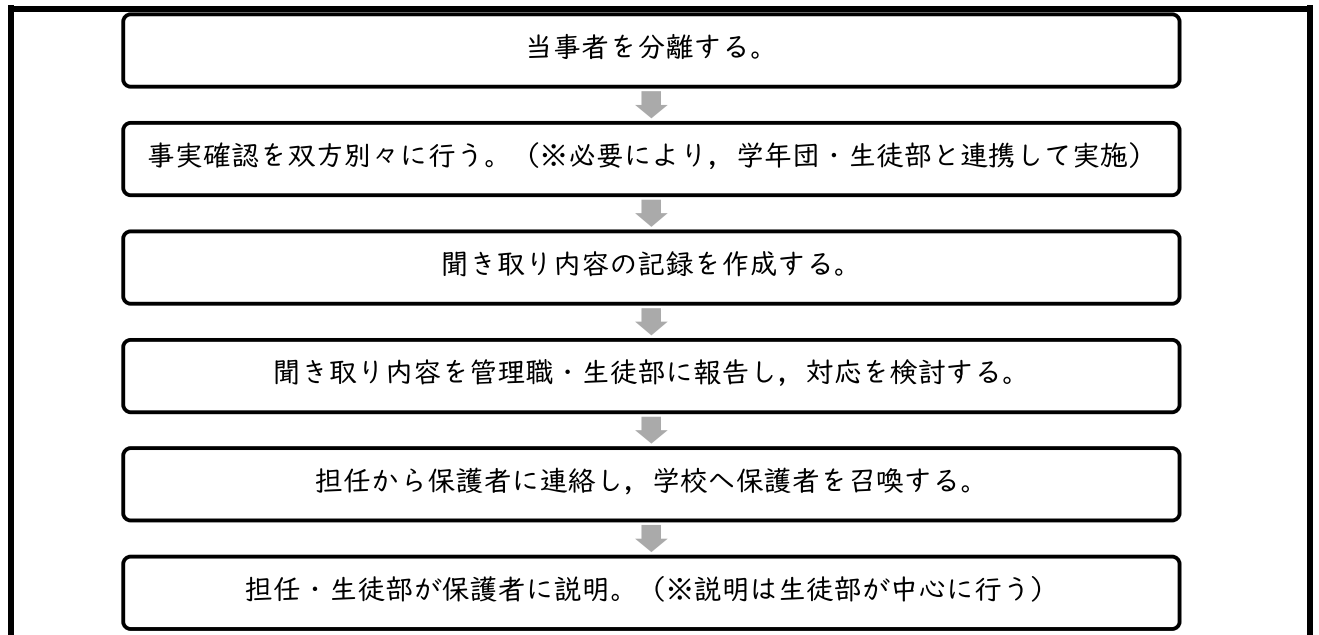


(2)各種事案への対応について

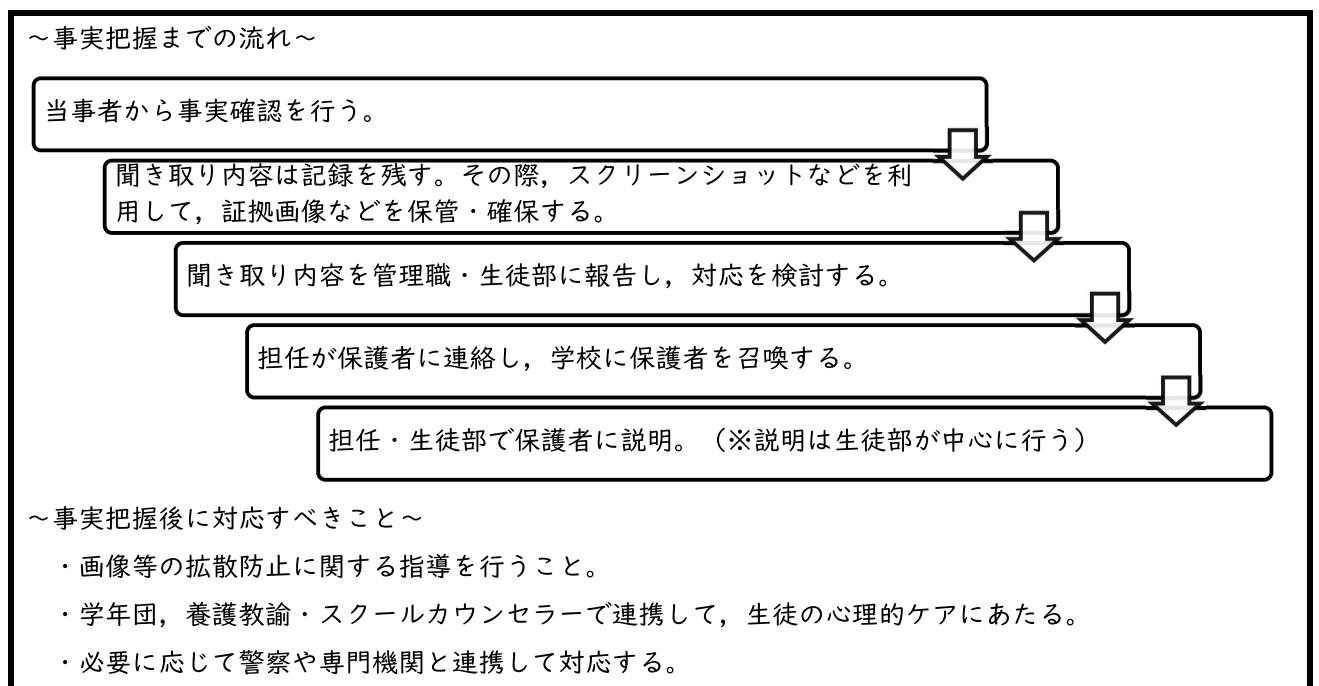
①事故・怪我



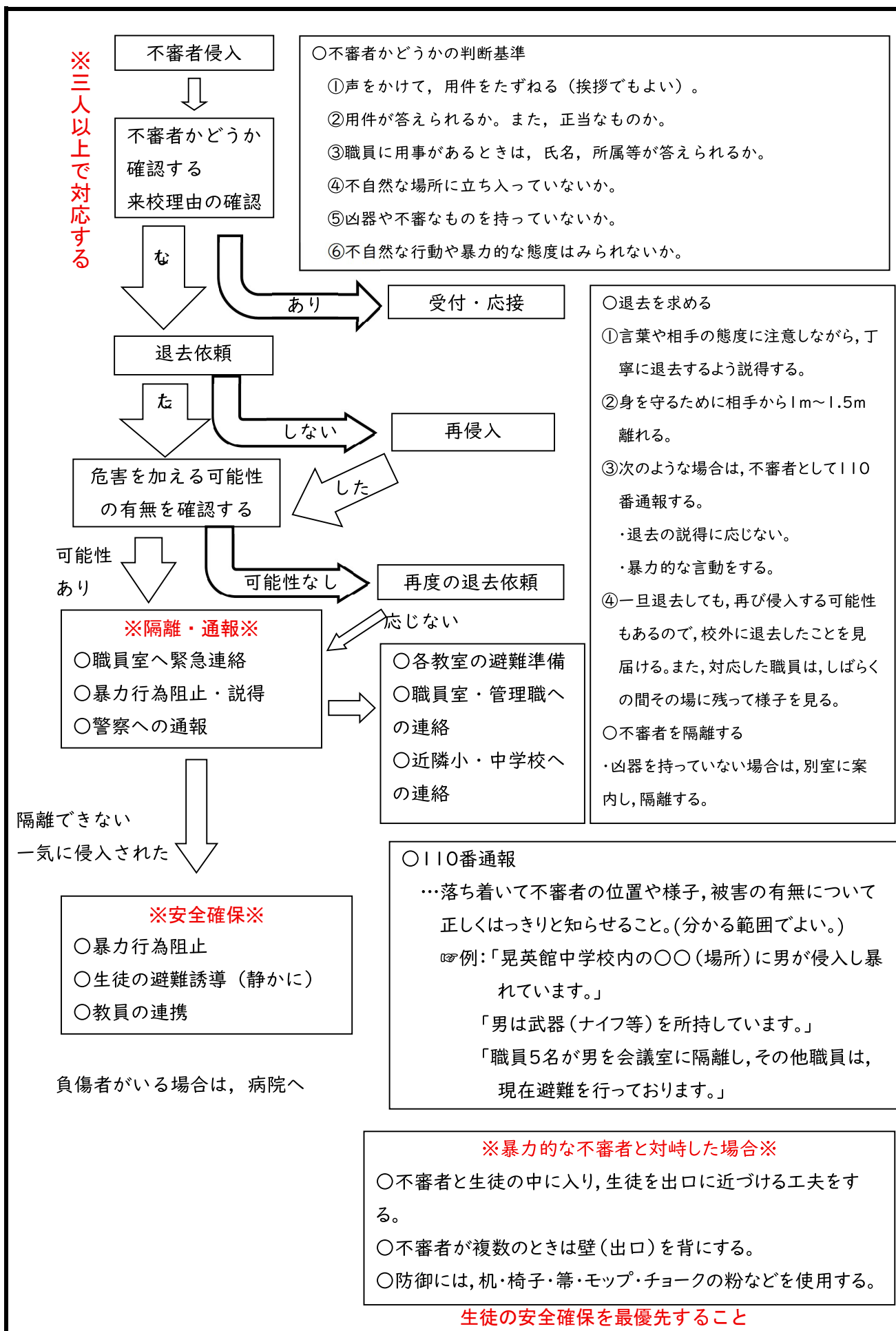
②いじめ・トラブル



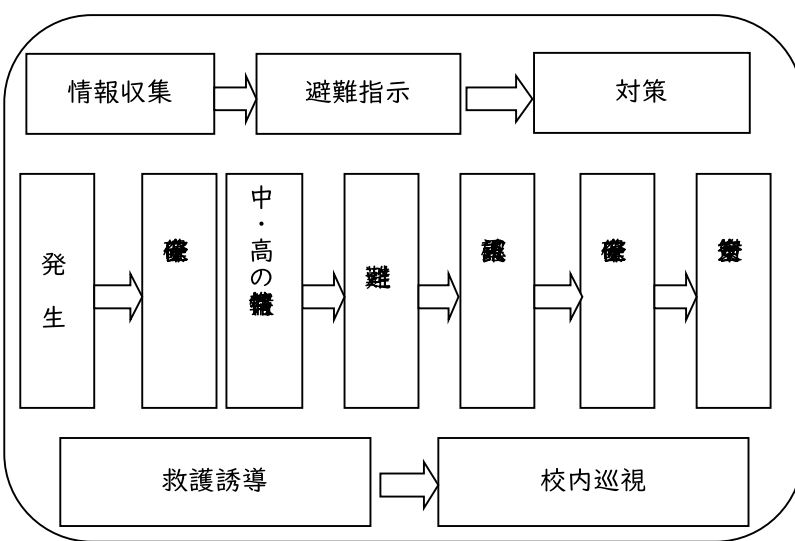
③SNS・ネットトラブル



④不審者・防犯

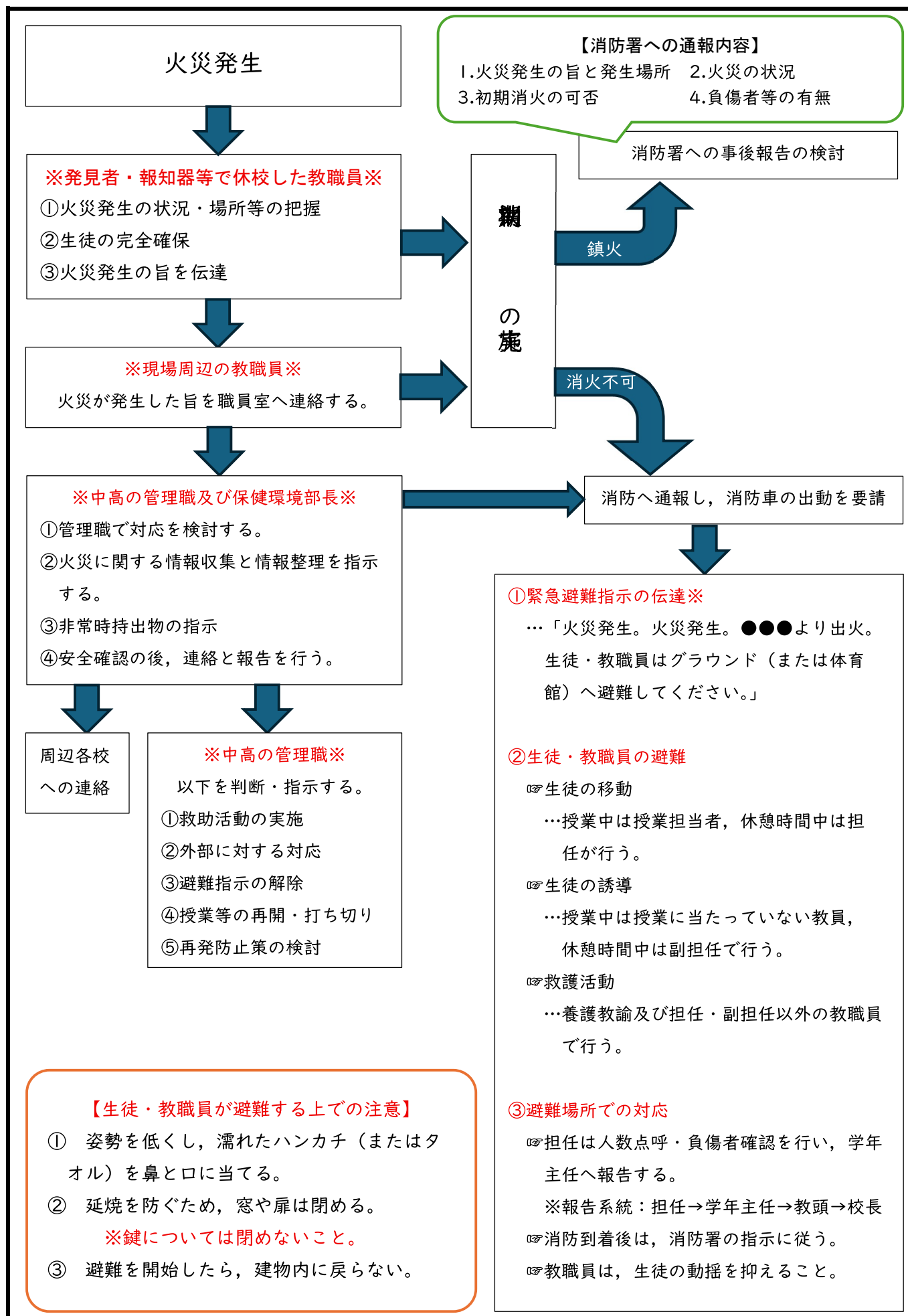


(5)地震発生時の対応（※震度 5 弱以上を想定）

	授業担当教員	授業のない教員	校長・教頭
発生	(1) 授業担当教諭は、生徒に窓やロッカー等から離れ、机の下にもぐるように指示する。 (2) 安全確保及び身を隠す所がない場合は、落下物から身を守るために本などで頭部を保護し、低い姿勢をとるように指示する。 (3) 火気を使用中の場合は、直ちに消火し、ガスの元栓を閉め、電気器具のコンセントも抜く。 (4) 出入り口を開放するなど避難口を確保する。	 <pre> graph LR subgraph TopRow [] direction LR A[情報収集] --> B[避難指示] --> C[対策] end subgraph BottomRow [] direction LR D[発生] --> E[確] --> F[中・高の難] --> G[難] --> H[確] --> I[確] --> J[難] end K[救護誘導] --> L[校内巡視] </pre>	
揺れの終息	(1) 生徒の動揺を抑え負傷の有無や負傷の程度、避難時の安全（教室及び教室近辺の被害状況、転倒・落下の危険性等）を確認する。 (2) 生徒の不安を増大させないように、原則としてその場を離れない。 ☞「落ち着きましょう。怪我した者はいないか？ 次の指示があるまで安全確保して待ってください。」	(1) 分担して各教室等に急行し、授業担当教師から生徒等の状況を聞き取る。 (2) 避難経路や避難場所の安全性、校舎の被害状況等を確認して管理職に報告する。 (3) 負傷者がある場合、養護教諭等と連携して応急措置を行う。	(1) 中・高の管理職同士で互いの状況を正確に共有し、負傷者の救護や避難の方法を決定する。 (2) 被害状況を踏まえ管理職の判断により対策本部を設置する。対策本部は校内事故の場合に準ずる。
避難	(1) 指示に従い、生徒の避難を開始する。避難指示、押さない、走らない、しゃべらない等、落ち着いて行動するように指導する。各階責任者は人員確認を行う。 (2) 教職員は、名簿により人員確認及び負傷者の状況確認を速やかに行い、管理職に報告する。 ※<u>押さない・駆けない・しゃべらない</u>※	■避難経路、避難場所において誘導と安全確保に努める。 ■校内放送が使用できない場合は、ハンドマイクを用いて校庭側から伝える等の伝達方法により、各教室に確実に避難指示を伝える。指示伝達の確認も必ず行う。 ■逃げ遅れた者等がいらないか確認する。	■揺れが収まり、避難経路及び避難場所の安全性が確認できた後、教職員や生徒に校内放送等で避難指示を行う。 【避難時注意】 ■ドアは開放して避難。 ■ガラスや落下物に注意し、頭部を守る。 ■いったん避難したら再び中には戻らない。

※休憩時間中及び、始業前・放課後に地震が発生した場合、校内放送によって生徒へ指示し、担任・副担任が各教室へ急行する。

(6)火災発生時の対応



(7)緊急事態発生時の安全確保のポイント

緊急事態発生時の安全確保については、以下の点に留意すること。

①担任の対応

- ・出来るだけ生徒のそばを離れず、その動揺を抑え、安全を確保しながら指示を待つ。
- ・負傷者が多いときは、管理職の指示にしたがって、元気な生徒も仲間の応急手当に加える。
- ・生徒が負傷している場合は、保護者に連絡を行う。
- ・負傷の程度に応じて、救急車の手配など支援要請を行う。

②管理職の対応

- ・生徒や教職員の負傷の程度に応じて、速やかに救急車を要請するとともに、教諭等による救護班を組織し対応を指示する。
- ・管理職は中学校・高校の間で情報共有を行い、生徒の安全と被害の程度を確認する。

③施設設備の点検を行い、安全を確認し、必要に応じて立ち入り禁止措置と事後の対応を行う。

④市内の被災状況等を関係機関や地域の情報から正確に把握する。

⑤通学路の安全確認や交通機関の運行状況を確認する。

⑥生徒を下校・帰寮させる場合は、校内および寮の状況を確認し、保護者と連絡が取れるまで学校に待機させる。場合によっては校内・寮に宿泊させることも考えられる。

【4】校外活動時の事故等発生時の対応

(1)校外活動における事故の未然防止・事前準備について

①現地情報の把握

- ☞ 現地の状況・気象情報を十分に把握すること。
- ☞ 地域固有のリスク（津波・土砂災害・交通量・危険箇所）を調査し、リスク軽減策を検討すること。

②実施場所の下見の実施と安全確認

- ☞ 被災時のリスク、AED・病院・警察署などの位置を確認し、活動計画に反映すること。
- ☞ 避難経路・避難場所・情報収集手段を確認し、引率者間で共通認識を持つ。

③代替案の準備と関係機関との調整の実施

- ☞ 悪天候等で活動を変更・中止する場合を想定し、代案を事前に決めておくこと。
- ☞ 訪問先・宿泊先・旅行代理店と安全確保に関する事前調整を行う。
- ☞ 船舶利用時は、「旅客船事業者の安全情報検索サイト」を活用し、海上運送法の許認可取得事業者であるか確認する。

④学校・保護者・医療機関への緊急連絡体制を整備し、確実に機能するか事前に確認すること。

⑤障害のある児童生徒等の特性に応じて、避難経路や避難体制及び伝達方法を検討すること。

(2)校外学習実施中の安全管理について

①生徒の引率体制

- ・ 必要十分な引率人数を確保し、引率責任者を明確化する。
- ・ 引率者間の連絡方法、学校との定期連絡方法を事前に決めておくこと。

②生徒の行動管理

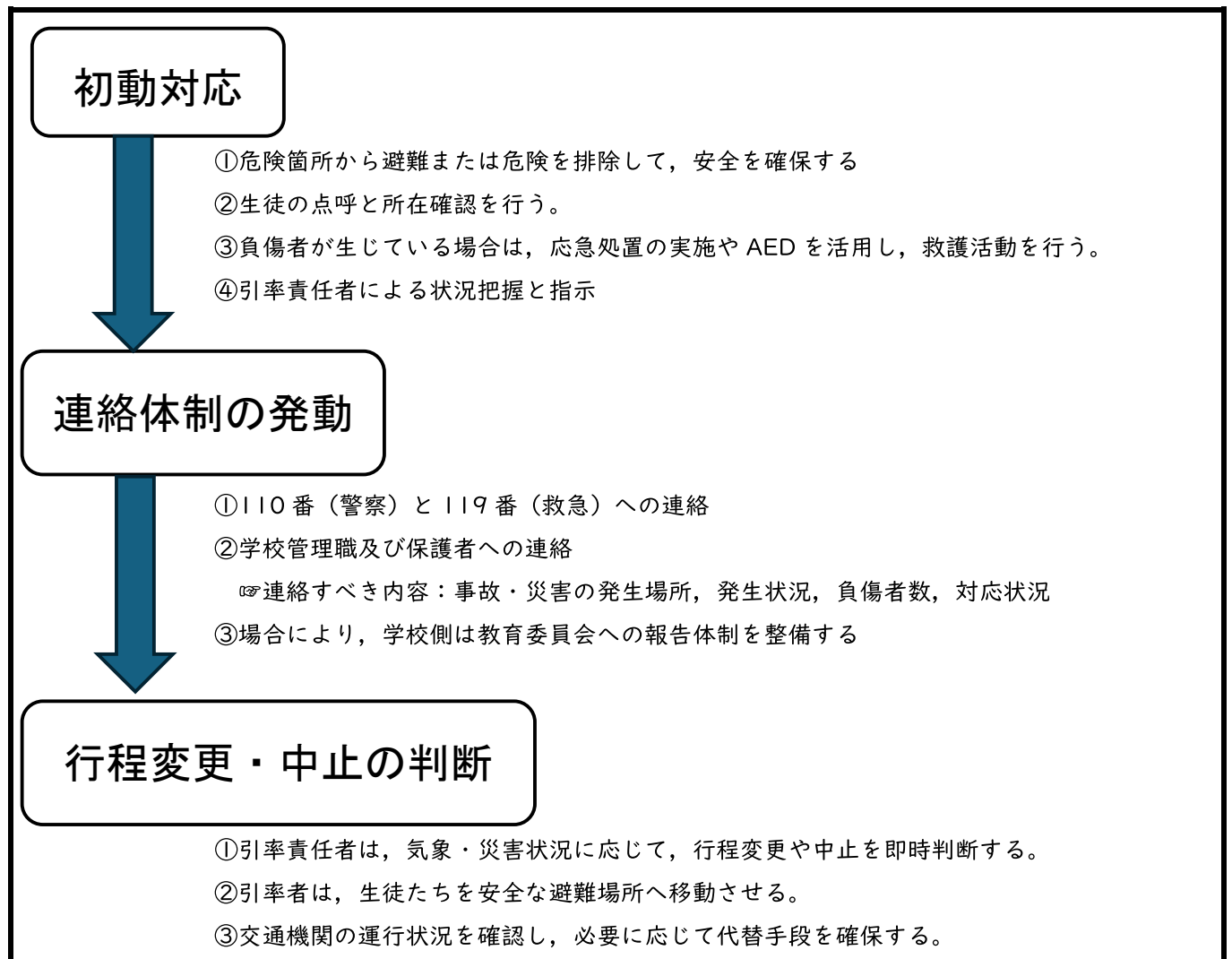
- ・ 児童生徒等から教職員への報告体制や学校、保護者、関係機関等への緊急連絡体制を整備すること。
- ・ 班行動時は、班長・副班長の役割、集合場所・時刻、緊急連絡方法を徹底する。

③気象情報を継続的に確認し、必要に応じて行程変更・中止を判断すること。

④危険箇所の確認

- ・ 下見で把握した危険箇所（崖・河川・交通量の多い道路など）を避ける。
- ・ 一人で避難できない生徒への対応を事前に決めておく。

(3)校外学習において事故・災害が発生した場合の対応



(4)校外学習において事故・災害が発生した場合の事後対応について

①生徒の心のケア

…不安を軽減する声かけの実施，学年・班単位での行動確認，過度な情報拡散を防ぐための指導を実施する。

②保護者への説明

…事故状況と対応内容，今後の見通しを迅速に説明するとともに，報告書面も準備する。

③学校内での検証

…事故の原因分析，危機管理マニュアルの改善，引率者会議での振り返りなどを実施する。

④教育委員会への報告

…所定の様式で事故報告を行い，必要に応じて再発防止策を提出する。

【５】体育の授業及び部活動における事故防止と対応

(1)事故が発生する要因

体育の授業中や部活動中に発生する事故には、以下の要因が考えられる。

環境的な要因によるもの

- ①生徒の動きが激しく接触する状況
- ②器具の配置や不良
- ③自然環境

生徒自身の要因によるもの

- ①体力や健康・精神状態が低下している中での活動
- ②ルールや約束事が守られない状況の中での活動
- ③上級生の過度の指示

指導者を要因とするもの

- ①健康・精神状態を把握しないままでの活動
- ②経験や技能の程度に適さない練習

(2)事故防止に向けた考え方

事故防止のために、以下のことを心掛ける必要がある。

- ① 生徒・保護者との信頼関係を構築すること。
- ② 環境に応じた無理のない活動計画を立てること。
- ③ 生徒の健康観察及び健康診断結果を把握すること。
- ④ 生徒個人の技能及び体力等に応じて、適切な指導を行うこと。

また、職員会議や出張などやむを得ない事情により、指導者が活動に参加することができない場合には、以下の対応をとることが求められる。

- ① 他の部の指導者に監督を依頼する。
- ② 部員だけでも安全かつ自主的に活動できる練習内容を明確に指示する。
- ③ 練習を中止するなど適切な措置をとる。

(3)事故発生時の対応

緊急時のポイントについて	留意すべき点
①応急処置及び安全確保 ☞ 顧問の対応 ・意識の有無と負傷の程度を確認し、他の教師に救援を部員に指示する。 ・負傷した生徒が移動可能な場合は、安全な場所に移動させた後に、可能な応急処置を施す。 ・危険度により、顧問の判断で救急車の出動要請をする。 ☞ 救援に来た他の教職員が救急車の出動の要請を行う。 ・数人の教師が対応できる時は、教師１人が周囲にいた部員から事故の状況について聞き取り、校長に報告する。 ・救急車には、教職員１名が同乗する。 ☞ 現場に残った教職員は、生徒たちの不安を取り除き、練習を中止などの適切な指示を行い、現場保存を行なう。 ②危機管理体制の確立 ☞ 校内救急体制に基づき、校長・教頭は関係教職員を召集して対応を指示する。 ※その際、記録者を決めて、事故発生時の状況・発生直後の対応など事故の経緯について簡潔かつ詳細に記録する。 ※情報の混乱を避けるため、関係機関の連絡・対応は、当該校長・教頭が当たり、窓口を一本化する。 ③保護者への対応 ☞ 顧問は、保護者に対して以下の内容を連絡する。 ・生徒の事故の発生状況と負傷の程度 ・救急車の搬送先または受診する病院の名称 ・今後の対応について ☞ 校長と担任・顧問等は負傷した生徒を見舞い、交代で病院に待機するなど誠意ある対応を行う。 ☞ 教頭は、事故に関する情報の収集にあたる。	以下の状況によって対応が変化する場合がある。 ①指導者あるいは顧問が現場に不在か否か 授業や部活動において顧問や指導者が不在の場合、状況によっては問題となる場合がある。 ②顧問が一人か複数か 部活動において顧問が単独指導か、副顧問との複数指導かにより、対応が変化する場合がある。 ③平日か休日か（休暇中） 平日の放課後で教職員が揃っている場合と、休日で揃っていない場合では対応できる人数と方法が変化する ④校内か校外か 校外の場合、外部機関や外部団体との共同対応が必要になる場合もある。 また、自校で試合をする時は、他校の生徒の危機管理も必要である。 ※顧問・指導者自身も危機に襲われて、適切な対応ができない場合の想定も必要である。

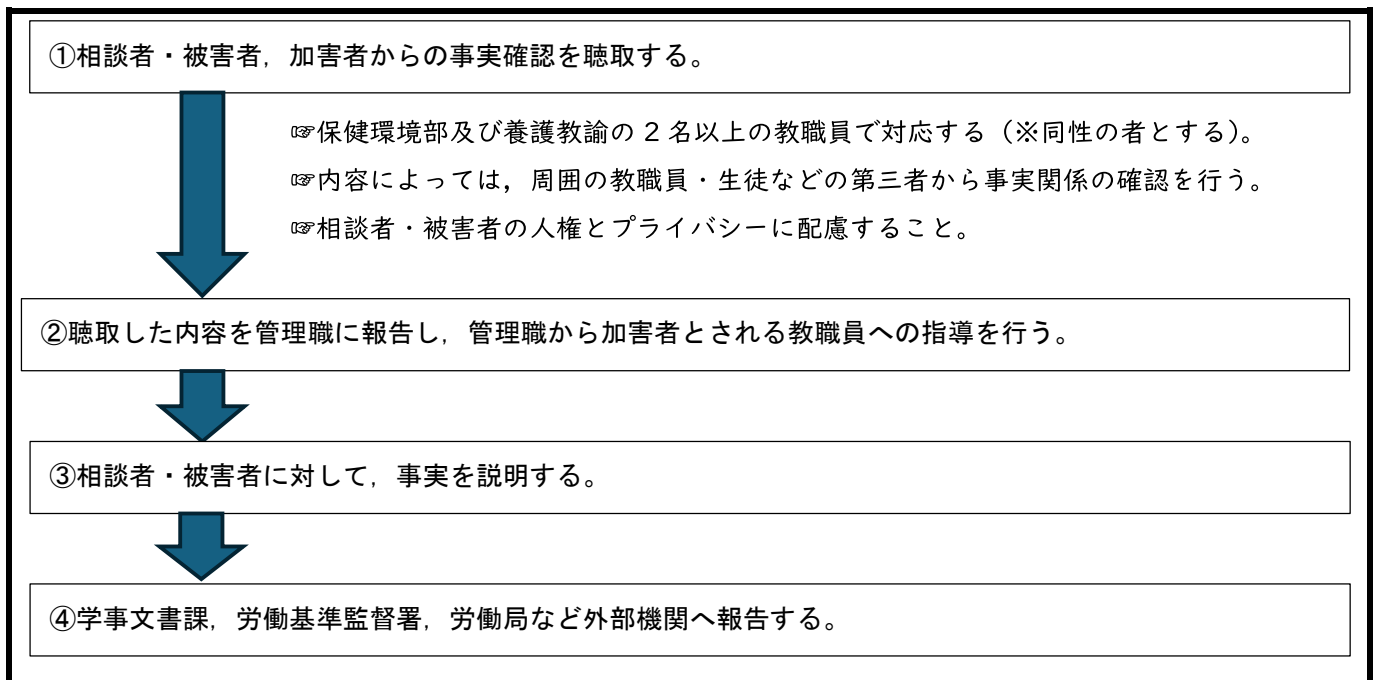
【6】登下校中の事故の対応について

登下校に関しても、学校教育活動の範囲内となるため、緊急事態が生じた場合には迅速に対応する必要がある。
事態が発生した場合には、以下の流れで対応すること。

交通事故発生	・ 学校周辺で、生徒が登下校中に事故が発生した
救助の要請	・ 事故発生連絡を受けた教職員は、直ちに救急車の要請の有無を確認する。 ・ 警察についても、事故通報が行われているか確認を行う。
情報収集	・ 管理職は、複数の教職員に携帯電話等を持って現場情報収集に向かうよう指示する。 ・ 学校においては、事故対応用に電話を1回線確保する。
応急処置	【救急車が到着していない場合】 ・ 現場に到着した教職員は手分けをして応急処置や現場にいる他の生徒の安全確保を行う。 ・ 負傷者が多数で混乱している場合は、付近の住民に応援や応急処置を要請する。 【救急車が到着していた場合】 ・ 教職員は、救急車に同乗する。 ・ 救急車が既に出た後であれば、消防署に連絡を取り搬送先の医療機関を確認する。
状況把握・学校報告	・ 被害に遭った生徒の氏名、負傷状況、搬送先の医療機関を把握及び学校に確認し、付添者及び連絡者を決めて学校に報告する。 ・ 現場に残った教職員は、警察による現場検証に立ち会い、事故の状況把握に努める。
保護者へ連絡	・ 学校で待機している教職員は、現場の報告に基づいて、保護者へ連絡し、事故の発生、負傷状況、搬送された医療機関名を正確に伝える。
事後の措置と対応	・ 管理職は、事故の概要について、関係機関に連絡を入れるとともに、詳細が判明次第、事故後の交通安全指導も含めて各機関に報告する。 ・ 管理職と担任は、速やかに被害にあった生徒を見舞い、事故の状況を説明する。 ・ 事故を目撃した生徒には、動揺を緩和するためのカウンセリング等、心のケアを行う。 ・ 全校集会を開き、事故の概要を説明し、生命の大切さを説くとともに、交通安全について再度指導を徹底する。

【7】セクシュアル・ハラスメントの相談体制

☞相談者・被害者が生徒の場合



※ハラスメントの未然防止に向けて

- ①人権意識高揚のための研修の充実 ②明るく風通しのよい職場づくりを行う
- ③教職員どうしのつながりを大切にするための取り組みを行う。

※事情の聴取について

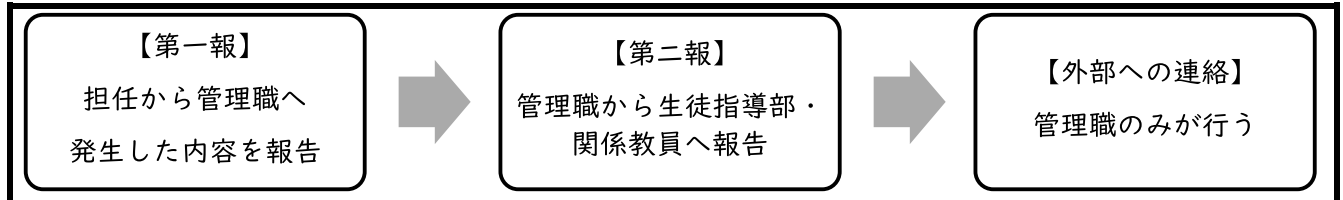
- ①相談者の主張に真剣に耳を傾け，以下の事項を確認する。
 - １．相談者あるいは被害者と，加害者とされる教職員・管理職の関係
 - ２．ハラスメントに当たる言動がいつ，どこで，どのように行われたか。
 - ３．相談者あるいは被害者は，加害者とされる教職員にどのような対応を取ったか
 - ４．他の同僚に相談をしたか
- ②聴取した事実関係を相談者に確認し，記録する。
- ③加害者とされる教職員・管理職等の主張に耳を傾ける。
- ④加害の事実が判明すれば，該当教職員ハラスメント行為とは何かを理解させ，被害者に謝罪をさせ信頼回復を図る。

【8】情報共有と連絡体制

(1)報告の原則

- ①「見た」「聞いた」「推測」を分けて報告すること。
- ②事案の発生した時刻・場所・関係者を明確に記録すること。
- ③口頭報告と簡易メモを必ず残すこと。

(2)連絡体制



【9】保護者対応の基本

- (1) 説明は「事実のみ」行う。
- (2) 感情的な反応には巻き込まれないこと。
- (3) 記録を残し、複数名で対応すること。
- (4) 学校の方針に基づいて説明すること。
- (5) 不確定な情報は伝えないこと。
- (6) 謝罪が必要な場合は管理職が行うこと。

【10】生徒支援・再発防止

- (1) 心理的ケアについては、スクールカウンセラーや専門機関と連携して行う。
- (2) 担任・学年団・養護教諭を中心に、学級でのフォローを行う。
- (3) 再発防止に向けて、各種指導を行う。
- (4) 必要に応じて、保護者・関係性との面談を実施する。
- (5) 関係生徒の見守りを強化し、教員間の情報共有を図る。

【11】事後検証・記録管理

- (1) 事案ごとに、対応の振り返り会議を実施する。
- (2) 発生した事案の記録を時系列で整理する。
- (3) 事案の振り返りや記録から改善点を抽出する。
- (4) 改善点については、次年度マニュアルへ反映させる。
- (5) 記録は施錠保管し、個人情報厳重管理する。

【12】 付録（テンプレート）

(1)初動報告メモ

日時	月	日	曜日	時	分
記録作成者					
場所					
発見者 (※生徒の場合は 学年を記入)					
関係生徒	年	氏名)			
	年	氏名)			
	年	氏名)			
	年	氏名)			
	年	氏名)			
見た事実 聞いた事実					
初期対応の内容					

(2)保護者連絡記録

日時	月 日 曜日 時 分
記録作成者（対応者）	
連絡内容	
相手の反応	
今後の対応	

